

廿日市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年4月26日制定

令和3年11月9日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

廿日市市においては、南北に長い地形であり、沿岸部・島しょ部から内陸部、山間部といったそれぞれの農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、内陸部、山間部では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくため、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、廿日市市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	1,206ha	6.1ha	0.50%
3年後の目標 (令和3年3月)	1,176ha	5.9ha	0.50%
改正時の現状 令和3年3月	1,172ha	5.3ha	0.45%
目 標 (令和5年3月)	1,156ha	5.8ha	0.50%

注1：現状の「管内の農地面積」は、農地台帳の面積とする。

注2：現状の「遊休農地面積」は、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の面積とする。

【目標設定の考え方】

管内の農地面積の目標設定は、近年の農地台帳面積の集計から年間10haの減少とする。

また、令和3年3月時点で若干の改善は見られるものの、管内農地面積の減少もあり、毎年の遊休農地の割合を今までどおり0.5%の維持とし、遊休農地面積を反映する。

遊休農地は本市においても増加傾向にあり、今後、農家の高齢化や後継者不足等により増加する要因が多い状況のため、今後も遊休農地の解消と発生防止に取り組み、遊休農地の割合を0.5%の維持とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 改正された農地法施行規則第77条第1号に基づき、令和3年度から全遊休農地を対象に農地所有者等への利用意向調査を実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査の結果を踏まえ、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年3月)	1,206ha	184.00ha	15.3%
3年後の目標 (令和3年3月)	1,176ha	185.50ha	15.8%
改正時の現状 令和3年3月	1,172ha	192.00ha	16.4%
目 標 (令和5年3月)	1,156ha	198.00ha	17.1%

注1：現状の「管内の農地面積」は、農地台帳の面積とする。

注2：現状の「集積面積」は、農地台帳の集積面積とする。

【目標設定の考え方】

管内の農地面積の目標設定は、近年の農地台帳面積の集計から年間10haの減少とする。

また、集積面積は、毎年3.0haを集積するものとする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団体 その他の集落営農組織
現 状 (平成30年3月)	1,487戸 (51戸)	28経営体	3経営体	4団体
3年後の目標 (令和3年3月)	1,385戸 (54戸)	31経営体	6経営体	4団体
改正時の現状 令和3年3月	1,242戸 (43戸)	27経営体	4経営体	4団体
目 標 (令和5年3月)	1,317戸 (41戸)	33経営体	8経営体	4団体

注1：現状の「総農家数(うち、主業農家数)」は、2,020年農林業センサスの数値とする。

【目標設定の考え方】

総農家数の目標設定は、現状維持(1,242戸)を目標とし、認定農業者、認定新規就農者は毎年3経営体以上の増加を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の実質化について

○ 地域における人と農地の問題解決のための人・農地プラン実質化へ向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員も積極的に地域の協議に参加する。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた、農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年3月)	6人 (1.49ha)
3年後の目標 (令和3年3月)	9人 (2.99ha)
改正時の現状 令和3年3月	18人 (5.81ha)
目 標 (令和5年3月)	11人 (3.99ha)

【目標設定の考え方】

新規参入者数、取得面積とも目標を達成しており、今後についても従来目標どおり、毎年4人、取得面積1.5haとし、新規参入者の増加を目指す。

目標値は指針作成時の数値から累積した数値。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

② 新規就農相談会等への参加について

- 定年帰農者やいIターン就農者など新規就農者の育成・確保を図るため、関係団体が開催する研修会等を積極的に周知し参加を促す。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手を育てる役割を担う。